第４１号議案

令和５年度新宿区一般会計補正予算（第１２号）

令和５年度新宿区の一般会計補正予算（第１２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,425,537 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 187,799,157 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（特別区債の補正）

第２条　特別区債の変更は、「第２表特別区債補正」による。

令和６年３月２１日　提出

新宿区長　吉　住　健　一

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
		千円	千円	千円
18 繰入金		13,839,122	1,466,537	15,305,659
	1 基金繰入金	13,839,122	1,466,537	15,305,659
21 特別区債		3,180,000	△41,000	3,139,000
	1 特別区債	3,180,000	△41,000	3,139,000
歳　入　合　計		186,373,620	1,425,537	187,799,157

歳　出

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
		千円	千円	千円
4 文化観光産業費		9,021,856	1,425,537	10,447,393
	1 文化観光費	2,327,422	△53,600	2,273,822
	2 産業経済費	6,694,434	1,479,137	8,173,571
歳　出　合　計		186,373,620	1,425,537	187,799,157

第２表　特別区債補正

起債の目的	起債限度額	
	補正前	補正後
文化観光産業施設整備	千円 ８１７,０００	千円 ７７６,０００
合計	３,１８０,０００	３,１３９,０００

起債の方法　証券の発行又は普通貸借の方法により起債する。

証券発行の場合における発行価格は額面 100円につき98円以上とする。

なお、証券発行の場合において発行価格が額面を下回るときは、その発行価格差額を埋めるために必要な金額を上欄の限度額に加算した金額を限度額とすることもある。

利率　年 5.0％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）

償還の方法　起債のときから据置期間を含め25年以内に、元利均等額、元金均等額、満期一括額のいずれかの方法で償還をする。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し繰上償還をすることもある。

備考　金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することもある。